

令和 6 年 9 月 井手町議会（定例会）会議録（第 2 号）

招集年月日

令和 6 年 9 月 1 1 日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和 6 年 9 月 1 1 日 午前 1 0 時 0 0 分 議長 奥田俊夫

閉会 令和 6 年 9 月 1 1 日 午前 1 0 時 4 6 分 議長 奥田俊夫

応招議員

1 番	木村	健太	2 番	谷田	健治
3 番	鎌田	隆宏	4 番	小割	直彦
5 番	田中	保美	6 番	奥田	俊夫
7 番	脇本	尚憲	8 番	谷田	利一
9 番	岡田	久雄	10 番	木村	武壽

不応招議員

な し

出席議員

1 番	木村	健太	2 番	谷田	健治
3 番	鎌田	隆宏	4 番	小割	直彦
5 番	田中	保美	6 番	奥田	俊夫
7 番	脇本	尚憲	8 番	谷田	利一
9 番	岡田	久雄			

欠席議員

10 番 木村 武壽

会議録署名議員の氏名

2 番	谷田	健治	9 番	岡田	久雄
-----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	森田	肇	議 会 書 記	新田	純平
議 会 書 記	小谷	光幸	議 会 書 記	石井	美子

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	西島	寛道	副	町	長	脇本	和弘
---	---	----	----	---	---	---	----	----

参	与	関西	浩二
教 育 長		中田	邦和
理事兼住民福祉課長事務取扱		花木	秀章
安心・安全推進課長		菱本	嘉昭
税 務 課 長		木田	ゆかり
保 健 医 療 課 長		中谷	誠
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務		畑中	博之
産 業 環 境 課 長 ・ 自然休養村管理センター館長兼務		奥山	英高
同和・人権政策課長		西島	豊広
社 会 教 育 課 長 ・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務		寺井	佳孝
学 校 教 育 課 参 事		北川	拓男

参	与	西垣	義郎
理事兼学校教育課長事務取扱		木村	恵理
総 務 課 長		平間	克則
企 画 財 政 課 長		高江	裕之
会計管理者・会計課長兼務		岩村	恭子
高 齢 福 祉 課 長		坂井	幸一郎
建 設 課 長		辻井	祐介
上 下 水 道 課 長		仁木	崇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務		林田	夕加
企 画 財 政 課 参 事		吉岡	正博

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和 6 年 9 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 2 号〕

令和 6 年 9 月 1 1 日（水）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 令和 5 年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等について
- 第 3 議案第 44 号 令和 5 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 第 4 議案第 45 号 令和 5 年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第 5 議案第 46 号 令和 5 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 6 議案第 38 号 国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 7 議案第 39 号 井手町子ども未来づくり会議条例の一部を改正する条例制定の件

議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さん、ご参集ご苦労さまでございます。

本日の会議に、木村武壽議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、ただいまから令和6年9月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、谷田健治議員、9番、岡田久雄議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席番号の方をお願いします。

次に、日程第2、令和5年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等について、小川代表監査委員、内容説明並びに補足されることがありましたら、発言を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 小川代表監査委員。

代表監査委員（小川 均） 皆さん、おはようございます。監査委員の小川でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

先ほど議長の方からも申されましたように、令和5年度の決算審査を、ここに参加していただいております岡田議員と一緒に2名で実施させていただきました。この出席に当たりまして、私ども監査によりまして、今日出席していただいております管理職が非常に協力的にやっていただきまして、監査もスムーズにいきましたことにお礼を申したいというように思っております。

全体的には、非常に適正に処理され確約しておることを確認させていただきました。全体的に確認いたしましたが、ただ1点、税の方におきまして事務の不適切な形が生じたわけでございますけれども、町長以下、管理職によりまして頑張っていただきまして、事後処理が非常にスムーズに進んでおるということも確認をさせていただきました。そういう中で、内部牽制的なものが非常に充実しておったんではなかろうかというように、監査の方からも指導しておったわけでございます。非常にスムーズにいつておるということ、この場をお借りいたしまして報告させていただきたいと思っております。

それでは、文書の方に落としておりますので読み上げさせていただきますし

て、報告とさせていただきたいと思っております。

それでは、さきに提出しております決算審査意見書につきまして、補足説明をさせていただきます。８月２１日、２２日、２６日の３日間にわたりまして、決算審査を実施いたしました。審査に当たっては、町長から提出された決算書類について、計算に過誤がないか、実際の収支が収支命令に符合しているか、収支が違法でないかを検証するため、会計簿、証書類との照合、事務聴取その他の審査を実施しました。また、財政運営が経済的、効率的かつ合理的になされているか、行政水準の向上が図れているかを主眼として考察いたしました。

結果、関係諸帳簿の決算係数はいずれも符合しており、誤りのないことを確認いたしました。また、公有財産、物品及び基金については、各々抽出により調書の係数と財産台帳、歳入歳出簿、備品台帳等を照合検査した結果、係数はいずれも正確であると認めました。

なお、過年度分の住民税にかかる未処理について、今回の決算審査、また例月監査においても報告を受けておりまして、対応チームを設置し、一丸となって本件の課税・徴収など努力について評価しておりますが、今後同様の事例を起こさないよう事務処理における牽制機能の強化について、講評の場において町長にご意見させていただいたところでございます。

さて、令和５年度は、前町政から行財政運営を継承し、新町長の下、複雑多様化する住民ニーズに的確に対応し、目標達成に向けて取組がなされております。

歳入につきましては、本町は自主財源に乏しく、依然として依存財源が多く占めている状況ですが、町の歳入について見れば、町税収入において人口が年々減少している中でも、積極的な企業誘致の成果により、法人税の歳入増により過去最高の歳入を記録しており、実質収支が黒字となっていることについて高く評価するところでございます。

一方、歳出におきましては、経常収支比率について非常に高い水準を維持しており、補助金の有効活用や交付税措置のある有利な起債の活用、先を見据えた町債の繰上償還など、長年にわたり財政の健全化に向けて取り組んできた結果があり、こちらについても大変評価をさせていただいております。

また、大型事業に取り組まれながらも、府内でも住民サービスについては上位に位置し、さらに計画的な基金を積み立てられ、それらを有効に運用さ

れて健全な行財政運営に努められているなど、評価する点が随所で見受けられます。なお、今後、これまでの大型事業の取組により公債費が増加し、経常収支比率も上昇することが見込まれますが、収入・歳出両面において中長期的な視点に立ち、実効性のある事務事業の進行管理に基づいた、行財政運営により健全財政を維持しつつ、住民サービスのさらなる向上に取り組まれることを期待いたします。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 小川代表監査委員、どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 07 分

再開 午前 10 時 08 分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第 3、議案第 44 号、令和 5 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、日程第 5、議案第 46 号、令和 5 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの 3 件を一括議題とします。

議案第 44 号、提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） それでは、議案第 44 号、決算認定の件についてご説明申し上げます。

令和 5 年度井手町一般会計歳入歳出決算書、令和 5 年度井手町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、令和 5 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書、令和 5 年度井手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、令和 5 年度井手町介護保険特別会計歳入歳出決算書、令和 5 年度井手町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書は、監査委員の審査を経たので、別紙のとおり意見書をつけて、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により町議会の認定に付する。

それでは、132 ページをご覧ください。一般会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額 7 9 億 5, 0 4 4 万 6, 2 3 2 円、歳出総額 7 3 億 8, 8 9 6 万 5, 6 0 8 円、歳入歳出差引額 5 億 6, 1 4 8 万 6 2 4 円、翌年度へ

繰り越すべき財源、継続費通次繰越額ゼロ円、繰越明許費繰越額１億３，６２９万８，０００円、事故繰越し繰越額ゼロ円、計１億３，６２９万８，０００円、実質収支額４億２，５１８万２，６２４円、実質収支額のうち、地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額、以下、基金繰入額と申します、ゼロ円でございます。

次に、１５８ページをご覧ください。国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額８億８，７２４万５，０５４円、歳出総額８億２，９９７万６，０６０円、歳入歳出差引額５，７２６万８，９９４円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額５，７２６万８，９９４円。基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、１７２ページをご覧ください。多賀地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額７，３３３万７，４０３円、歳出総額５，４０２万９，４７７円、歳入歳出差引額１，９３０万７，９２６円、翌年度へ繰り越すべき財源、継続費通次繰越額ゼロ円、繰越明許費繰越額５０万円、事故繰越し繰越額ゼロ円、計５０万円、実質収支額１，８８０万７，９２６円、基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、１８６ページをご覧ください。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額１億４，００８万７，３６０円、歳出総額１億３，６２７万８，５３８円、歳入歳出差引額３８０万８，８２２円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額３８０万８，８２２円、基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、２１０ページをご覧ください。介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額９億３，３４２万６，０７４円、歳出総額９億２，０２０万９７円、歳入歳出差引額１，３２２万５，９７７円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額１，３２２万５，９７７円、基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、２２０ページをご覧ください。介護保険特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額 2, 6 5 7 万 1, 8 0 0 円、歳出総額 6 7 6 万 6, 4 7 9 円、歳入歳出差引額 1, 9 8 0 万 5, 3 2 1 円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額 1, 9 8 0 万 5, 3 2 1 円、基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、2 3 6 ページをご覧ください。公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額 4 億 3, 2 1 2 万 7 4 4 円、歳出総額 4 億 4 7 3 万 7, 2 7 6 円、歳入歳出差引額 2, 7 3 8 万 3, 4 6 8 円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額 2, 7 3 8 万 3, 4 6 8 円、基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、2 3 7 ページをご覧ください。令和 5 年度財産に関する調書でございまして、内容につきましては、後ほどご覧おきください。

以上、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第 4 5 号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第 4 5 号、決算認定の件につきましてご説明申し上げます。

令和 5 年度井手町水道事業会計決算書は、監査委員の審査を経たので、別紙のとおり意見書をつけて、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、町議会の認定に付する。

それでは、1 ページをお開き願います。令和 5 年度井手町水道事業会計決算報告書であります。

1、収益的収入及び支出の収入であります。

第 1 款水道事業収益、当初予算額 1 億 3, 3 8 4 万 2, 0 0 0 円、補正予算額 1 2 万 1, 0 0 0 円、合計 1 億 3, 3 9 6 万 3, 0 0 0 円、決算額 1 億 3, 1 0 3 万 3, 7 1 0 円、予算額に比べ決算額の増減、以下、増減と申し上げます、2 9 2 万 9, 2 9 0 円の減。第 1 項営業収益、当初予算額 1 億 6 2 5 万 6, 0 0 0 円、補正予算額 1, 1 1 5 万円の減、合計 9, 5 1 0 万 6, 0 0 0 円、決算額 9, 3 2 3 万 9, 8 9 2 円、増減 1 8 6 万 6, 1 0 8 円の減。第 2 項営業外収益、当初予算額 2, 7 5 8 万 5, 0 0 0 円、補正予算額 1, 1 2 7 万 1, 0 0 0 円、合計 3, 8 8 5 万 6, 0 0 0 円、決算額 3, 7

79万3,818円、増減106万2,182円の減。第3項特別利益、当初予算額1,000円、合計同額です。決算額ゼロ円、増減1,000円の減であります。

次に、支出であります。

第1款水道事業費用、当初予算額1億4,135万円、補正予算額37万4,000円、小計1億4,172万4,000円、合計同額です。決算額1億1,220万2,216円、不用額2,952万1,784円。第1項営業費用、当初予算額1億3,294万3,000円、補正予算額37万4,000円、流用増減額26万3,000円の減、小計1億3,305万4,000円、合計同額です。決算額1億514万3,422円、不用額2,791万578円。第2項営業外費用、当初予算額790万5,000円、流用増減額26万3,000円、小計816万8,000円、合計同額です。決算額705万8,794円、不用額110万9,206円。第3項特別損失、当初予算額2,000円、小計、合計ともに同額です。決算額ゼロ円、不用額2,000円。第4項予備費、当初予算額50万円、小計、合計ともに同額です。決算額ゼロ円、不用額50万円であります。

次のページをお開き願います。2、資本的収入及び支出の収入であります。

第1款資本的収入、当初予算額3,650万2,000円、小計、合計ともに同額です。決算額2,204万5,400円、予算額に比べ決算額の増減、以下、増減と申し上げます、1,445万6,600円の減。第1項企業債、当初予算額3,500万円、小計、合計ともに同額です。決算額1,950万円、増減1,550万円の減。第2項分担金、当初予算額100万円、小計、合計ともに同額です。決算額216万8,320円、増減116万8,320円。第3項寄附金、当初予算額1,000円、小計、合計ともに同額です。決算額37万7,080円、増減37万6,080円。第4項その他資本的収入、当初予算額1,000円、小計、合計ともに同額です。決算額ゼロ円、増減1,000円の減。第5項負担金、当初予算額50万円、小計、合計ともに同額です。決算額ゼロ円、増減50万円の減であります。

次に、支出であります。

第1款資本的支出、当初予算額4,966万2,000円、小計同額です。地方公営企業法第26条の規定による繰越額、以下、繰越額と申し上げます、4,699万1,000円、合計9,665万3,000円、決算額1,8

72万8,432円、繰越額2,500万円、合計同額です。不用額5,292万4,568円。第1項建設改良費、当初予算額4,229万9,000円、小計同額です。繰越額4,699万1,000円、合計8,929万円。決算額1,136万7,180円、繰越額2,500万円、合計同額です。不用額5,292万2,820円。第2項企業債償還金、当初予算額736万2,000円、小計、合計ともに同額です。決算額736万1,252円、不用額748円、第3項その他資本的支出、当初予算額1,000円、小計、合計ともに同額です。決算額ゼロ円、不用額1,000円であります。資本的収入額（翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額1,160万円を除く）が資本的支出額に対して不足する額828万3,032円は、当年度消費税資本的収支調整額80万1,980円及び過年度分損益勘定留保資金748万1,052円で補てんした。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第46号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） それでは、議案第46号、決算認定の件につきましてご説明申し上げます。

令和5年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算書は、監査委員の審査を経たので、別紙のとおり意見書をつけて地方自治法第233条第3項の規定により町議会の認定に付する。

14ページをご覧ください。実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額353万7,055円、歳出総額334万2,956円、歳入歳出差引額19万4,099円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額19万4,099円、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本３件については、監査委員の岡田久雄議員を除く９人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、本会期中に決算審査、認定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、議案第４４号、令和５年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、議案第４６号、令和５年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの３件については、岡田久雄議員を除く９人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、本会期中に決算審査、認定することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第６条第４項の規定により、木村健太議員、谷田健治議員、鎌田隆宏議員、小割直彦議員、田中保美議員、奥田俊夫議員、脇本尚憲議員、谷田利一議員、木村武壽議員、以上９人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました９人の議員を決算特別委員に選任することに決定しました。

ただいま決算特別委員会の委員も決まりましたので、ここで休憩したいと思います。休憩中、特別委員会を開いていただきまして、正副委員長の互選をお願いします。なお、その結果を報告願います。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前１０時２６分

再開 午前１０時２６分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、休憩中に開会されました決算特別委員会より、正副委員長の互選結果の報告がございましたので、ご報告します。

決算特別委員会の委員長には脇本尚憲議員、副委員長には木村健太議員と決定いたしました。

次に、日程第６、議案第３８号、国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） それでは、議案第38号、井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、番号法等の一部改正法に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表、例規ページ数3071の4ページ、第16条、罰則の規定でありまして、番号法等の一部改正法に伴い、被保険者証の返還に係る内容の削除及び文言を整備するものであります。

例規ページ数3071の4ページ、第17条、同じく罰則の規定でありまして、文言を整備するものであります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則であります。

1項、施行期日の規定であります。この条例は、令和6年12月2日から施行する。

2項、経過措置の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 質問いたします。マイナンバー法が一部改正されたことにより、今回、12月2日から医療各保険法における被保険者証が廃止されるということを聞いております。そのことに伴って今回の条例改正案が提案されているというふうに思います。国民健康保険法から被保険者証の返還に応じない者に対して過料等を定めた規定が消されるということなのですが、条例改正の根本的には、令和5年12月に改正されたマイナンバー法によってこの条例は変えられるということですので、12月2日から保険証が廃止

された後、一体どうなるのかということが不安なものですから、まず二つ質問をさせていただきます。

健康保険証の廃止まで3か月を切ったわけです。国民の間、住民の間では、保険証がなくなると、廃止になると一体どうなるんだということで不安が広がっているんですが、保険証がなくなるといふ不安に対して町としてどのような認識を、そういう不安が広がっているということに対する認識を持っておられるのかということがまず1点です。

それから、保険証がなくなった後、どのようになるのかということも含めて、まず二つの点について質問いたします。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） ただいまの保険証廃止の件についてのご質問でございますが、まず、町としてどのような認識を持っているかということで、保険証は令和6年12月2日に廃止となるんですけども、その経過措置としては、最大1年間は使用可能ということで、令和7年12月1日まで今の国民健康保険証は有効期限のものを発行しております。その後どのようになるのかということですが、令和6年12月2日で保険証が廃止になって、その後は、1年間は持っておられる方は有効期限がありますので、それを使用してもらえます。それから、12月2日以降に国民健康保険に加入されると、そのときにマイナンバーカードを持っている方はオンラインでいけるんですけど、そのときにマイナンバーで登録していない方は資格確認書というものを交付させていただきます。令和7年12月1日を期限にさせてもらっているんですけども、それがそこで切れるときにマイナンバーカードに登録していない方につきましても、資格確認書というのを交付させていただく予定でございます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 猶予と言うと変ですけども、令和7年12月1日まで、1年間あって、そこで保険証がなくなるわけですね。そうしたら資格確認書

というのを発行すると。資格確認書の有効期限ってあると思うんです。それは何年なんですか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） 今のところは1年から5年以内で本町において決めていくということで、具体的にそこを何年にするかはまだ決めておりません。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） あと、滞納の場合もどうなるのかということで聞きたいんですが、現在、例えば国民健康保険税の滞納があった場合、短期被保険者証というものを発行していると思うんですが、12月2日以降、これは一体どうなるのかということです。

それから、国民健康保険税を分割して納入されている方もあるんですけども、これが未納の場合、どういうふうなことになるのかなというのが分かれば教えてください。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） ただいまの短期証についてのご質問でございますが、まず、短期証自体は廃止となります。廃止後も、一定の収納対策の枠組みというのは引き続き必要としております。12月2日以降につきましては、今現在発行させていただいている短期証というのは9月末になっていまして、10月1日から翌年の3月31日までの短期証につきましては、これからまた発送予定としております。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 滞納の方については、井手町は発行していないかもわかりませんが、被保険者資格証を発行するという自治体も聞いているんです。もしこれが発行された場合、これは窓口でその方はまず一旦全額負担になっ

て、その後、役場なり役所で7割や8割の給付を受けるというふうによその自治体ではホームページに載っておりましたが、井手町の場合、滞納されている方や、それから分割していて未納があった場合、今までと同じように、今の答弁だと短期証が発行されるというふうに理解していいんでしょうか。いや、そうではなくて、被保険者資格証明書、これは保険証としては使えないわけですね。窓口で一旦10割払って、後、役所で2割、3割によって本人が7割、8割の給付を受けるというふうになるんですが、その辺りはどうなっていますか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） ただいまのご質問でございますが、短期証は、今回は10月1日から3月31日まで、その後、そこからはなくなるということでございます。滞納している方につきましては、1年以上、何も納付などをされない場合については、資格確認書、今で言うところなんですけど、それが特別療養費の対象者になるということで国が言われているんですけども、その点につきましては、町としてその対象者をこれからどうしていくのかというのは今現在、検討というか考えているところでございます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） ただいま提案されました議案第38号、井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件について、反対討論を行います。

提案されている国民健康保険条例の一部改正は、令和5年の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部改正により、今年12月2日から医療保険各法における被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法から被保険者証の返還に応じない者に対して過料等を定めた規定から削られるとされたため、本条例においても同様に係る規定を削除するというのがこの提案の中身だというふうに思います。

そもそも提案されている条例改正の出発点は、今年の１２月に従来の保険証が廃止されるんだということに端を発しています。保険証の廃止まで３か月を切り、国民の間には不安が広がっています。京都新聞など１８の地方紙が８月にアンケートを取り、１万２，０００人の調査結果を発表しております。調査結果では、８割を超える方が現行の保険証の存続、残してほしいということを希望しています。

このような状況の中で今、自民党の総裁選挙が行われておりますが、その候補者からも、１２月の保険証廃止についていろんな意見が出ています。林官房長官は、マイナ保険証一本化の時期見直しに言及しました。また、石破氏は、「期限が来て納得しない人がいっぱいいれば、現在の保険証との併用も選択肢として当然」と主張しております。政府の中でさえ意見がまとまっておらず、国民の理解が得られていないこういう状況の中で、１２月の保険証廃止を前提とした本条例の改正に反対します。

以上です。

議長（奥田俊夫）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　これで討論を終わります。

これから議案第３８号、国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第３８号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手多数です。したがって、議案第３８号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第７、議案第３９号、井手町子ども未来づくり会議条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　花木住民福祉課長。

理事（花木秀章）　それでは、議案第３９号、井手町子ども未来づくり会議条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町子ども未来づくり会議条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用条文にずれが生じることから、所要の改正を行うものです。

それでは、２ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

井手町子ども未来づくり会議条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数２７７７、第１条、設置の規定でありまして、条文中、７７条第１項を７２条第１項に改めるものであります。

続きまして、例規ページ数２７７７、第２条、所掌事務の規定でありまして、同じく条文中、第７７条第１項各号を第７２条第１項各号に改めるものであります。

それでは、１ページに戻っていただきまして、附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

２番（谷田健治）　子ども未来づくりの会議は、昨年度、何回ぐらい開催されているかということをお伺いしたいと思います。

それと、会議の委員は町長が委嘱するというふうになっていたと思うんですが、何名おられて、どなたが委員なのか。公職に当たる方ですので、氏名が分かれば公表をお願いしたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　花木住民福祉課長。

理事（花木秀章）　子ども未来づくり会議の関係でございます。昨年度におきましては、実施はいたしておりません。今年度におきまして、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たりまして会議を実施しているところであります。委員の皆様、全員で９名おられます。順番に申し上げます。学識経験者として京都産業大学の高畠淳子教授、株式会社まちづくり井手から中谷英輔氏、続きまして、福祉・医療機関の代表者として、井手町社会福祉協議会の脇田武勝氏、井手町民生児童委員協議会から大西ますみ氏、続きまして、

綴喜医師会井手班会から池内昭博氏、続きまして、区分といたしまして、その他町長が適当と求める者、住民代表といたしまして、子育てサークルさんさん会から中山恵氏、竹の子ひろばから野谷萌依氏、続きまして、教育・保育機関の代表者といたしまして、泉ヶ丘中学校の校長の石浦喜人氏、多賀保育園の園長、庄田由佳氏、以上の9名でございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 昨年度、開催されていないということなのですが、本年度は開催されているのかというのが一つ。それと、この条例、平成25年に制定されているんですが、毎年、私は開催されるものだというふうに思っていたんですが、昨年度、開催されていない理由があれば答弁願います。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） まず今年度につきましては、6月に1度開催いたしております。昨年度につきましては、こういった計画の改定等がございませんでしたので、開催していないということでございます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから議案第39号、井手町子ども未来づくり会議条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は９月２５日午前１０時から会議を開きます。大変ご苦労さまでした。

散会 午前１０時４６分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 奥 田 俊 夫

署名議員 谷 田 健 治

署名議員 岡 田 久 雄

第 2 号（令和 6 年 9 月 1 1 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）